

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年11月2日認可した。

令和2年11月10日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町土地改良区	農地耕作条件改善事業（区画整理事業）一里塚地区
〃	農地耕作条件改善事業（区画整理事業）三谷中地区